

資料No. 3

江田島市公共交通協議会
平成27年5月13日

江田島市交通魅力アップ事業補助金について

目的

交通事業者や地域団体等が取組む公共交通のサービスや利便性向上に資する事業に対して、補助金の交付を行うことにより、公共交通の利用促進を図る。

事業メニュー及び交付条件等

◆予算総額 680 万円

事業メニュー	補助の内容	補助率等
メニュー① 公共交通利用 促進事業 (予算配分 510 万円)	交通事業者 (船・バス・タクシー) が実施する、公共交通利用者の利用促進又は利便性の向上に資する取組の実施に要する経費に対し補助(ソフト事業及びそれに付随するハード事業) ※イベント、キャンペーン、旅行商品の開発等+それに関連する施設整備等 ※次のものは補助対象外 ・現に行っている取組や、事務的に必要な経費の財源振替であるもの ・事業効果の継続性が見込みがたいもの ※応募が予算で予定した件数を超える場合は、審査により絞り込みを行う。	ハード事業 ・1件上限 150 万円 ・補助率 1/2 程度 ソフト事業 ・上限 20 万円 ・補助率 1/2 程度 採択枠：3 件程度 (最大 170 万円×3)
メニュー② 公共交通利便性 向上事業 (予算配分 45 万円)	公共交通利用者の利便性の向上に資する施設整備に要する経費に対し補助 ① 交通事業者 が実施するもの ② 地域団体等 (住民自治組織、NPOその他法人)が実施するもの(個人、任意団体は除く) ※道路占有許可、道路使用許可その他法令上必要な許認可を取得したもの若しくは許認可を取得する必要がないものが対象	①の団体 ・1件上限 20 万円 ・補助率 1/2 以内 ②の団体 ・1件上限 20 万円 ・補助率 2/3 以内 採択枠：2～3 件程度 (最大 20 万円×2.2)
メニュー③ 広島湾ナイトクルージング支援事業 (予算配分 125 万円)	広島湾ナイトクルージング事業に参加している航路事業者 が実施する、湾岸施設へのライトアップ事業に要する経費に対し補助 (H27：切串航路、三高航路)	・1件上限 75 万円 ・補助率 10/10 以内

交付申請書の提出期限

●交通事業者・・・平成27年5月29日(金) ●地域団体等・・・平成27年6月26日(金)

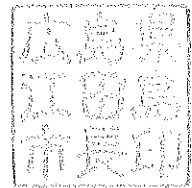


江田島市告示第31号

江田島市交通魅力アップ事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年4月1日

江田島市長 田 中 達 美



江田島市交通魅力アップ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市における公共交通の利用促進及び維持確保を図り、もって市民生活の暮らしの安定向上に資するため、公共交通事業者及び地域団体等が行う公共交通のサービス並びに利便性の向上のための取組に要する経費に対し、予算の範囲内で江田島市交通魅力アップ事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、江田島市補助金等交付規則(平成16年江田島市規則第50号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱で必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通事業者 市内に航路、路線及び営業区域を有する旅客の運送を業とする法人又は個人をいう。
- (2) 地域団体等 市内に所在若しくは活動拠点を有する住民自治組織又は法人をいう。
- (3) 住民自治組織 町内会、自治会を始め、市内の一定の地域区画に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であり、かつ、代表者の選任、意思決定、会計処理の方法等について規約等の書類が整備されているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象とする者(以下「補助対象者」という。)は、公共交通事業者及び地域団体等とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う次の事業であって、補助対象者からの申請を受け、市が補助対象として選定した事業とする。

(1) 公共交通利用促進事業 公共交通事業者が新たに実施する、公共交通利用者の利用促進又は利便性の向上に資する事業

(2) 公共交通利便性向上事業 公共交通事業者又は地域団体等が実施する、公共交通利用者の利便性の向上に資する施設の整備（法令上必要な許認可が取得できないものを除く。）

(3) 広島湾ナイトクルージング支援事業 広島湾ナイトクルージング実行委員会が実施する広島湾ナイトクルージング事業に取り組む航路事業者が、当該事業の期間中に実施する湾岸施設等へのライトアップ事業

2 補助金の交付の対象となる経費は、前項各号に掲げる補助対象事業の実施に直接的に要する経費とする。この場合において、補助対象事業の補助限度額及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を申請する者は、市長が別に定める日までに、交通魅力アップ事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付申請について、これを審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定通知を行うものとする。

(交付の条件等)

第6条 規則第6条第1項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業者（前条第2項の規定により、交付決定通知を受けた者をいう。以下同じ。）は、法令、本要綱、補助金交付の条件又はそれらに基づく市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業（同項の規定による交付決定通知の対

象となった事業をいう。次号の承認を受けた事業を含む。以下同じ。)を行うこと。

(2) 補助事業の内容及び経費の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ交通魅力アップ事業計画変更承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、その承認を受けること。

(3) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ交通魅力アップ事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けること。

(4) 災害等により、補助事業が会計年度末までに完了する見込みがなくなったとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに交通魅力アップ事業事故等報告書(様式第4号)を市長に提出し、その指示を受けること。

2 前項第2号の軽微な変更とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 補助事業において、目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、当該事業の能率低下をもたらさない細部について変更を行う場合

(2) 補助事業に要する経費全体又は補助金交付決定額について、20パーセント以内の変更を行う場合

3 市長は、第1項第2号若しくは第3号の承認又は同項第4号の指示を行うときは、補助事業者からの提出後、速やかに行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、第5条第2項の交付決定通知を受けた日から20日以内に、交通魅力アップ事業交付申請取下届出書(様式第5号)を市長に提出することにより、補助金の交付申請を取り下げることができる。

(状況報告)

第8条 市長は、必要に応じて、補助事業者に対して、補助事業の実施状況等について随時に報告を求めることができる。

(実績報告及び補助金の額の確定)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する市の会計年度の翌年度の4月8日のいずれか早い日までに、交通魅力アップ事業実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実績報告について、これを審査し、適当と認めるときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、補助金の交付決定後に概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、交通魅力アップ事業(概算払)交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合に、既にその額を超える補助金を交付しているときは、当該超過部分の返還を命じるものとする。この場合において、返還期限は、当該返還命令のあった日から20日以内とし、やむを得ない場合を除き、期限内に納付がないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、第6条第1項第3号の規定による補助対象事業の中止又は廃止の申請があったとき、又は補助事業者において次に掲げる事項に該当する行為等があったときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令，本要綱，補助金交付の条件又はそれらに基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき，若しくは補助金の使途が不相当と認められるとき。
- (3) 補助事業の申請，報告又は施行に関し不正，怠慢，その他不相当な行為をしたとき。
- (4) 交付決定後に生じた事情変更等により，補助事業の全部又は一部について実施する必要がなくなったとき。
- (5) 補助事業の完了前に，補助金交付の目的が達成できないことが客観的に明らかになったとき。

2 市長は，前項の規定による取消しをした場合において，当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは，期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。この場合において，やむを得ない場合を除き，その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ，当該返還を命じられた補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

(帳簿等の保存期間)

第12条 補助事業者は，補助金に関する経費の収支を明らかにした帳簿，書類等を備え，補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日まで保存しておかなければならない。

(財産の管理及び処分)

第13条 補助事業者は，補助金により取得し，又は効用の増加した機械，器具，備品その他の財産（以下「取得財産等」という。）については，その台帳を設け，補助事業の完了後においても，善良な管理者の注意をもって管理し，補助金の交付の目的に従って，その効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第23条の規定により処分を制限する取得財産等は，1件

当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上のものとし、これを処分しようとするときは、あらかじめ交通魅力アップ事業財産処分承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 規則第23条ただし書の規定による財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とし、同省令に定めのない財産については、市長が別に定める期間とする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助の種別	補助限度額	補助率
公共交通利用促進事業	利用者へのサービス等のソフト事業に関するもの	20万円	1/2以内
	ソフト事業の実施に伴って行う船舶、車両等のハード整備に関するもの	150万円	1/2以内
公共交通利便性向上事業	公共交通事業者が実施するもの	20万円	1/2以内
	地域団体等が実施するもの	20万円	2/3以内
広島湾ナイトクルージング支援事業		75万円	10/10以内

年 月 日

江 田 島 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名



年度江田島市交通魅力アップ事業補助金交付申請書


年度において、江田島市交通魅力アップ事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 交通魅力アップ事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 実施スケジュール

※市における処理事項

審査年月日	年 月 日	審査者職氏名
審査の適否及び所見		職 氏名 

(注) 別紙1から別紙3までを添付すること。

(別紙1)

交通魅力アップ事業計画書

		(ふりがな) 申請団体の名称			
連絡先	代表者	(ふりがな) 氏名			
		住所	〒		
		電話番号		FAX番号	
		電子メール			
	担当者	(ふりがな) 氏名			
		住所	〒		
		電話番号		FAX番号	
		電子メール			
取組内容の詳細					
期待される効果					

- (注) 1 「担当者」欄は、当該事業を処理する担当者の連絡先等について記入すること。
2 「取組内容の詳細」欄は、当該補助金を活用して取り組もうとする内容を詳しく記入すること。
3 「期待される効果」欄は、取組を実施することにより見込まれる効果を、見込数値(期待値)を含めて記入すること。「公共交通利用促進事業」及び「広島湾ナイトクルージング支援事業」にあつては、事業の実施による総乗客数又は乗客増加数の見込数値を、「公共交通利便性向上事業」にあつては、当該施設の利用者の見込数値を記入すること。
4 その他取組内容の参考となる資料(該当する施設の写真等)があれば添付すること。

(別紙3)

実施スケジュール

	取組の内容
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	

(注) 「取組の内容」欄は、各月に実施する予定の内容を記入すること。

年 月 日

江 田 島 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名



年度江田島市交通魅力アップ事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定を受けた事業について、次のとおり計画を変更したいので、江田島市交通魅力アップ事業補助金交付要綱第6条第1項第2号の規定により申請します。

1 補助金変更申請額 金 _____ 円

2 変更の理由

3 変更の内容

4 事業変更の参考となる資料

(注) 補助金交付申請書添付書類のうち、変更後の別紙1から別紙3までを添付すること。

様式第3号 (第6条関係)

年 月 日

江 田 島 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名

印

年度江田島市交通魅力アップ事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定を受けた事業を中止（廃止）したい
ので、江田島市交通魅力アップ事業補助金交付要綱第6条第1項第3号の規定により申請します。

1 中止（廃止）の理由

年 月 日

江 田 島 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名



年度江田島市交通魅力アップ事業事故等報告書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定を受けた事業について、事故等があったので、江田島市交通魅力アップ事業補助金交付要綱第6条第1項第4号の規定により報告します。

1 事故等の内容及び原因

2 事業の進捗状況

3 事故等のあった事業に要した経費

4 事故等に対する措置及び対応

(注) 事故等の理由を証する書類を添付すること。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

江 田 島 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名



年度江田島市交通魅力アップ事業交付申請取下届出書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定を受けた事業を取り下げたいので、
江田島市交通魅力アップ事業補助金交付要綱第7条の規定により届け出します。

1 取下げの理由

年 月 日

江 田 島 市 長 様

所在地

団体名

代表者名



年度江田島市交通魅力アップ事業実績報告書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定を受けた事業が完了したので、江田島市交通魅力アップ事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により報告します。

1 事業の完了年月日

2 事業の実績概要

3 添付書類


(1) 交通魅力アップ事業実績書

(2) 収支決算書

(3) 実施スケジュール（実績）

（注）別紙4から別紙6までを添付すること。

※市における処理事項

調査項目	調査内容	審査者職氏名
1 会計簿等（収支状況）		職 氏名 
2 預金通帳等		
3 現地調査その他		

交通魅力アップ事業実績書

		(ふりがな) 申請団体の名称			
連絡先	代表者	(ふりがな) 氏名			
		住所			
		電話番号		FAX番号	
		電子メール			
	担当者	(ふりがな) 氏名			
		住所			
		電話番号		FAX番号	
		電子メール			
取組内容の詳細					
事業による効果					

- (注) 1 「担当者」欄は、当該事業を処理する担当者の連絡先等について記入すること。
2 「取組内容の詳細」欄は、当該補助金を活用して取り組もうとする内容を詳しく記入すること。
3 「事業による効果」欄は、取組を実施したことによる効果を、実績数値を含めて記入すること。「公共交通利用促進事業」及び「広島湾ナイトクルージング支援事業」にあつては、事業の実施による総乗客数又は乗客増加数の実績数値を、「公共交通利便性向上事業」にあつては、当該施設の利用者の実績数値（概数）を記入すること。
4 その他取組内容の参考となる資料（該当する施設の写真等）があれば添付すること。

(別紙6)

実施スケジュール (実績)

	取組の内容
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	

(注) 「取組の内容」欄は、各月に実施した内容を記入すること。

年 月 日

江 田 島 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名



年度江田島市交通魅力アップ事業（概算払）交付請求書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定を受けた事業について、江田島市
交通魅力アップ事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり請求します。


1 補助金請求額 金 _____ 円

交付決定額	請求済額	今回請求額	請求合計額	未請求額	備考

2 振込先

金融機関名	支店名	口座種別	口座番号	(フリガナ) 口座名義人
		普通 ・ 当座		

※市における処理事項

審査年月日	年 月 日	審査者職氏名
審査の適否及び所見		職 氏名 

様式第8号（第13条関係）

年 月 日

江 田 島 市 長 様

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名



年度江田島市交通魅力アップ事業財産処分承認申請書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定を受けた事業について、財産処分の承認を受けたいので、江田島市交通魅力アップ事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、次のとおり申請します。

1 品目及び取得年月日

2 取得価格及び時価

3 処分の方法

4 処分の理由